

議案第11号

西海市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西海市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月29日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

西海市職員の育児休業等に関する条例（平成17年西海市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「職員給与条例第20条第1項」を「職員給与条例第28条第1項」に改め、「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第19条第2号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新旧対照表

西海市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市職員の育児休業等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第35号</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 西海市職員の給与に関する条例(平成17年西海市条例第45号。以下「職員給与条例」という。)第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(市長が規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 <u>職員給与条例第28条第1項</u>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>第8条～第18条 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げるとする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>西海市職員の育児休業等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第35号</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 西海市職員の給与に関する条例(平成17年西海市条例第45号。以下「職員給与条例」という。)第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(市長が規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 <u>職員給与条例第20条第1項</u>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>第8条～第18条 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げるとする。</p> <p>(1) 略</p>

新	旧
<p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>第8条～第25条 略</p>	<p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>第20条～第25条 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。